

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3755103号

(P3755103)

(45) 発行日 平成18年3月15日(2006.3.15)

(24) 登録日 平成18年1月6日(2006.1.6)

(51) Int. Cl.

A 4 7 B 88/00 (2006.01)

F I

A 4 7 B 88/00

D

請求項の数 1 (全 5 頁)

(21) 出願番号	特願2001-186030 (P2001-186030)	(73) 特許権者	000000479
(22) 出願日	平成13年6月20日(2001.6.20)		株式会社 I N A X
(65) 公開番号	特開2003-371 (P2003-371A)		愛知県常滑市鯉江本町5丁目1番地
(43) 公開日	平成15年1月7日(2003.1.7)	(74) 代理人	100082016
審査請求日	平成15年12月19日(2003.12.19)		弁理士 内田 敏彦
		(72) 発明者	松岡 輝樹
			愛知県常滑市鯉江本町5丁目1番地 株式
			会社イナックス内
		(72) 発明者	伊藤 福生
			愛知県常滑市鯉江本町5丁目1番地 株式
			会社イナックス内
		審査官	神 悦彦
		(56) 参考文献	実開平03-003239 (JP, U)
			最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 キャビネットの引出構造

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

キャビネット本体に納めた状態の引出の前板の上側に、当該引出の前板背面側に指を挿入するための隙間を形成し、キャビネット本体の引出の前板の背面側に、上部のキャビネット本体側から引出の中を隠蔽するための内幕板を垂設し、該内幕板と納めた状態の引出の前板との間にスペーサを配設して両者を離隔させ、これら内幕板と前板の間に上記間隙を通じて指を挿入することのできる空間を形成したことを特徴とするキャビネットの引出構造。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、キャビネットの引出の中を見えないようにすると共に、引出の前板の背面側に指を挿入することのできる空間を形成するようにしたキャビネットの引出構造に関するものである。

【0002】

【従来の技術】

従来のキャビネットの引出は、図3の縦断面図又は図4の縦断面図に示す通りである。図3に示す従来の引出1は、引出本体2がキャビネット本体3のスライド用枠部材4上を摺動自在に配設されており、引出1を納めた状態で前板5の下部側の背面がスライド用枠部材4に当接している。そして、前板5の上面側には、上位の引出1の前板2の下面側との

10

20

間に、隙間 6 が形成されている。

【 0 0 0 3 】

一方、図 4 に示す引出 7 は、前板 5 の背面側に、キャビネット本体 3 のスライド用枠部材 4 から垂設された内幕板 8 が配設されており、当該内幕板 8 は前板 5 の背面側に当接する構造である。そのため、この引出 7 では使用者が指を挿入するための空間がなく、引出 7 を出し入れする操作ができないので、前板 5 の上端面又は下端面に指を挿入するための凹部 9 を形成するようにしている。

【 0 0 0 4 】

【 発明が解決しようとする課題 】

ところが図 3 に示す従来の引出 1 においては、前板 5 の上方側に形成される隙間 6 から引出 1 内へ収納した内容物が見え、お客さんや外部の者が出入りする箇所へ設置することができないという欠点があった。

また図 4 に示す引出 7 では、内幕板 8 があるために、その内容物が見えるということはないが、内幕板 8 があるために指を挿入するための空間がなく、前板 5 の上端面又は下端面に指を挿入するための凹部 9 を形成しなければならず、そのための作業が煩雑であり、面倒であった。

【 0 0 0 5 】

【 課題を解決するための手段 】

本発明は従来の前記課題に鑑みてこれを改良除去したものであって、内幕板と前板との間に指を挿入するための空間を形成することにより、内容物が見えず又前板の加工が不要なキャビネットの引出構造を提供せんとするものである。

【 0 0 0 6 】

前記課題を解決するために本発明は、キャビネット本体に納めた状態の引出の前板の上側に、当該引出の前板背面側に指を挿入するための隙間を形成し、キャビネット本体の引出の前板の背面側に、上部のキャビネット本体側から引出の中を隠蔽するための内幕板を垂設し、該内幕板と納めた状態の引出の前板との間にスペーサを配設して両者を離隔させ、これら内幕板と前板の間に上記間隙を通じて指を挿入することのできる空間を形成している。

このように、引出前板の背面側に配設した内幕板と前板との間に指を挿入するための空間を形成することにより、引出本体の中へ収納した内容物が見えることなく引出の出し入れ操作が可能となる。

【 0 0 0 7 】

【 発明の実施の形態 】

以下に、本発明の構成を図面に示す発明の実施の形態に基づいて説明すると次の通りである。尚、従来の場合と同一の符号は同一の部材を示すものである。図 1 及び図 2 は本発明の一実施の形態に係るものであり、図 1 はキャビネット 10 の全体を示す側面図を取り外した状態を示す側面図、図 2 はその引出 11 部分の拡大図である。図 1 及び図 2 に示すように、この実施の形態においては、前板 5 の背面側において、キャビネット本体 3 のスライド用枠部材 4 から内幕板 8 を垂設している。そして、前板 5 の背面側と内幕板 8 との間に、スペーサ 12 を配設し、前板 5 の背面側と内幕板 8 との間に指を挿入するための空間 13 を形成している。

【 0 0 0 8 】

このように前板 5 の背面側と内幕板 8 との間に指を挿入するための空間 13 を形成することにより、使用者は引出 11 の出し入れ操作に際し、前記空間 13 へ指を挿入して前板 5 を引っかけて行うことができる。また内幕板 8 が上下の引出 11、11 の前板 5、5 どちらの間の隙間 6 を遮蔽し、引出本体 2 に収納された内容物が外部から見えなくすることもできる。なお、スペーサ 12 は、内幕板 8 の上下の二カ所に設けた場合を図示しているが、いずれか一方に設ける構成であってもよい。

【 0 0 0 9 】

ところで、本発明は上述した実施の形態に限定されるものではなく、例えば、対象となる

10

20

30

40

50

キャビネットの種類や大きさ、引出の設置段数等は適宜の変更が可能である。

【 0 0 1 0 】

【 発明の効果 】

以上説明したように本発明にあっては、キャビネット本体の引出の前板の背面側に、上部のキャビネット本体側から引出の中を隠蔽するための内幕板を垂設し、該内幕板と前板との間に指を挿入することのできる空間を形成している。このように、引出前板の背面側に配設した内幕板と前板との間に指を挿入するための空間を形成することにより、引出本体の中へ収納した内容物が見えることなく引出の出し入れ操作が可能となる。

【 図面の簡単な説明 】

【 図 1 】 本発明の一実施の形態に係るキャビネットの全体を示すものであり、側面板を取り外した状態の側面図である。

10

【 図 2 】 図 1 における引出部分の拡大図である。

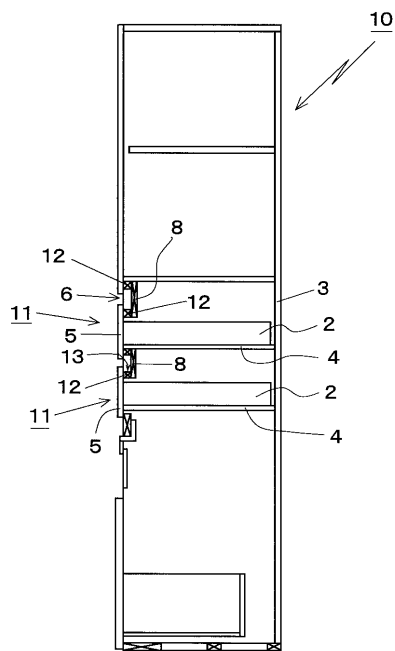
【 図 3 】 従来技術に関するものであり、キャビネットの側面板を取り外した状態の引出部分を側面から見た拡大図である。

【 図 4 】 他の従来技術に関するものであり、キャビネットの側面板を取り外した状態の引出部分を側面から見た拡大図である。

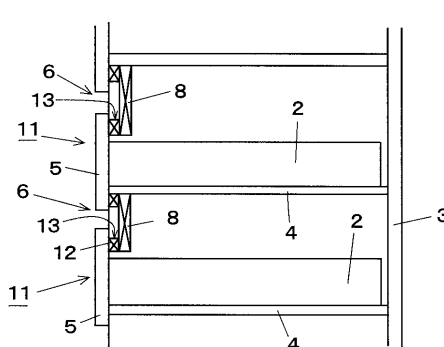
【 符号の説明 】

2 ... 引出本体、 6 ... 隙間、 8 ... 内幕板、 10 ... キャビネット、 11 ... 引出、 12 ... スペース、 13 ... 指挿入用の空間

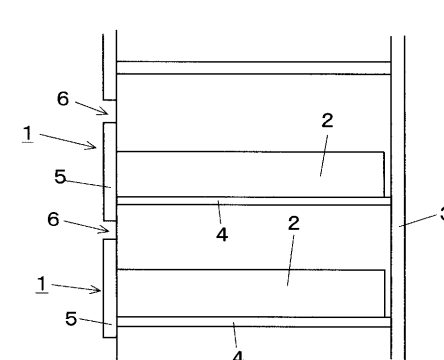
【 図 1 】



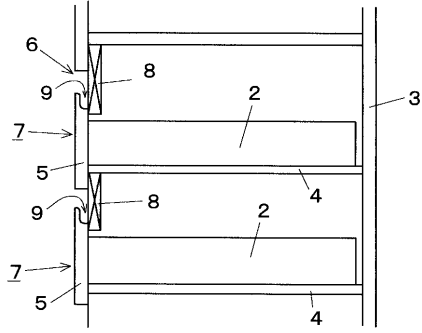
【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】



フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl. , D B名)

A47B 88/00